

一九二〇年代の千葉県における小作争議 ——夷隅郡東村争議を中心に——

池田 宏樹

一 はじめに

千葉県の小作争議発生状況は一九二〇年代前半が一九二〇年七件、二二年一件、二二年六件、二三年一三件、二四年五件、二五年八件であり、一番多かった一九二三年でも全国二四位と云うものであって、同年一月に県警察部高等課長は「心配するほどでない県下の小作争議」との談話を出しているほどであった。^①二〇年代後半は二七年七件、二八年三八件、二九年一〇五件と急増し、二九年は全国七位の発生状況を示している。^②これらの動向に対して今日までどのような研究が積み重ねられて来ているのか見てみると、戦後の農地改革の成果を纏めた『千葉県農地制度史』下巻^④に始まり、『千葉県史』大正昭和編^⑤、『千葉県議会史』第三巻、第四巻^⑥や『千葉県の歴史』通史編近現代^⑦など。また個人の著述したものは、金親清「農民闘争実録南総小作争議」、小松七郎『千葉県民主運動史』戦前編^⑧、林邦美『米はこうして守られた』^⑩などがある。総じて農民組合運動の叙述が中心であって、小作争議の事例研究が少ないことが特徴である。市町村史類ではどうだろうか。多くの市町村史ではほとんど扱われていない。ただ『木更津市

史』を始めわず八市町村史が当該市町村内に起こった個別の小作争議について触れている。しかし概略的なもので争議の原因や具体的な展開については十分なものとなっていない。^⑪たしかに市町村史の場合は地主、小作の双方の争議関係者が存命している場合が多く、扱い方に難しい点があり、やむを得ない面もある。

さて、本稿の中心テーマである夷隅郡東村^{あひま}の小作争議については、前掲の『千葉県農地制度史』、金親清、小松七郎、林邦美氏の四点に叙述が見られるが、小松七郎氏のものには『千葉県農地制度史』に依拠しており、林邦美氏のものには金親清氏のものに依拠していて、基本的なものは『千葉県農地制度史』と金親清氏のものしかない。ところで夷隅郡東村の小作争議は千葉県で小作争議調停法に基づいて最初に調停裁判を受けたケースであり、また争議中に労農党が県下最初の選挙闘争を取り組んだ所でもある。さらに小作側に二名の死者が出たと云う県下唯一の争議である。

これまでの千葉県の農民運動研究では小作争議の事例研究が少ない状況であることから、そこで本稿では地主と小作双方の事情を踏まえて小作争議事例の追究を試みたいと思う。

(注)

- (1) 『農地制度資料』第二卷、御茶の水書房、一九六九年、二七八頁
- (2) 千葉県立中央図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九三三年一月三〇日付
- (3) 前掲『農地制度資料』第二卷、二七八頁
- (4) 『千葉県農地制度史』下巻、一九五〇年
- (5) 『千葉県史』大正昭和編、一九七一年
- (6) 『千葉県議会史』第三卷、第四卷、一九七七、七九年
- (7) 『千葉県の歴史』通史編近現代二、二〇〇六年
- (8) 金親清「農民闘争実録南総小作争議」『アカハタ日曜版』一九六一年六月四日〜八月二七日一三回連載、本人の直接参加体験記述があつて貴重。
- (9) 小松七郎『千葉県民主運動史』戦前編、千葉県自治体問題研究所、一九七七年
- (10) 林邦美『米はこうして守られた』筑波書房、一九九四年
- (11) 『木更津市史』(一九七二年)、『八街町史』(一九七四年)、『成田市史』(一九八六年)、『山武町史』(一九八八年)、『下総町史』(一九九四年)、『柏市史』(二〇〇〇年)、『大栄町史』(二〇〇三年)、『夷隅町史』(二〇〇四年)

二 千葉県農村の動向と協行組合

一九二〇年代の千葉県における地主小作の概況はどのようなようになっていたであろうか。一九二五年小作地率の県平均は四八・五％であり、これを郡別に見れば、五〇％を超えている郡が一二郡中、市原郡六・二・四％、印旛郡六〇％、東葛飾郡五五・九％、千葉郡五五・六％、香取郡五五％の五郡であった。^①これを一八九七年と比較すると、県平均は四六・五％であり、五〇％以上が市原、印旛、千葉、山武の四郡しかなかったことから、二十世紀に入って小作状況が全県的に伸展していたことが知られるのである。^②

また一九二二年の『房総紳士録』では一九一九年の衆議院議員選挙

法改正による有権者の税額を把握することができる。^③納税額二〇〇円がおよそ十町歩の所有者と考えられるので、^④それに基づいて階層状況を見ると、五〇町歩以上の大地主は香取郡、君津郡、東葛飾郡、印旛郡、市原郡の五郡で多数存在していたが、十町歩前後の中小地主が厚い階層を形成していた地域は香取郡、君津郡、東葛飾郡、市原郡、山武郡、匝瑳郡の六郡であった。一方三町以下で選挙資格がなく、貧困層と見られる者が多く存在していた地域は印旛郡、東葛飾郡、千葉郡、海上郡の四郡である。ちなみに印旛郡八街村は全戸数二一四八戸の内三町以下が一九三七人(九〇・二％)で、貧困者数は県下第一位であった。これは千葉県で最初に日農に結びつく支部が出来た所が八街村であり、一九四〇年代まで一貫して激しく小作争議が展開していたことを裏付けるものである。^⑤

小作争議の展開の中では小作組合、地主組合が生まれるばかりでなく、争議防止を主な目的とした協調組合も登場してきている。この協調組合の多かった府県は「群馬、千葉、兵庫、岐阜、新潟、香川、岡山、鳥取ノ諸県ナリ」と云われている。^⑥

千葉県では協調組合を協行組合と呼んでおり、組合は「地主ノ自作及小作農家ガ打ッテ一丸トナレル団体ヲ設置セシメ、之レニ組合員ノ協調融和二関スル施設、農業経営改善ニ関シ及農事ノ経済充実ニ関スル施設等ヲ実行セシメ、相互ノ福利ノ増進ヲ図リ、共存共栄」の目的を持つていた。^⑦千葉県当局は兵庫県と並んで一九二三年に組合結成には補助金を支給しており、他県と比較しても多くの組合結成を見ている。^⑧その奨励方針は「補助規程及規約準則ヲ公布シ、一組合ニ対シ設立初年度百円以内、二年度五十円以内、三年度三十円以内ノ補助金ヲ交付シ、一町村ニ一組合宛模範的ノモノヲ五ヶ年間ニ全県下町村ニ設置普及ヲ図ル」というもので、「二〇戸以上ノ地主耕作者が一九トナル組合ヲ設立」することを目指したものであった。^⑨一九二四年十月に

夷隅郡布施村の小作争議では協行組合を設立して円満解決を図っていた¹⁰⁾、一九二六年の長生郡二宮本郷村では小作組合を解散して協行組合を設立している。当初は「評判が良い協行組合、設立希望が殺到」と報じられていたほどであり、一九二三年は七八組合であったが、一九二九年には二九九組合一万一九四四人の組織に発展していた。地域別で見れば夷隅郡が一番多く、一九二五年では県全体七四組合中二一組合を占めており、夷隅郡東村では高谷区協行組合が朝倉久組合長のもとで三九名によって組織されており、後述の小作争議の中では大きな役割を果たしていたのである。しかし「一町村二一組合設置ノ方針ニ依り奨励スルコトハ困難トナリシ」状況が生じ、一九二五年からは県当局が優良と認めた場合には「一町村二一組合」の制限に拘わらず設置を認める方針に変更した。そして一九二六年になって組合数が当初の計画通りになったことと、県財政の面から「新設組合ニ対スル補助金ノ交付」を打ち切り、さらに一九二九年からは「設立第三年度ノ補助金ヲ打ち切り」とし、一切の協行組合補助金交付を廃止してしまつたのである¹³⁾。これは「実績上がらぬ協行組合指導者」と指摘されていたように、小作争議の広がりに対応できなくなつたことによるものであつた¹⁴⁾。

注)

- (1) 前掲県立図書館蔵『千葉県統計書』第三編、一九二五年、一一頁
- (2) 『千葉県議会史』第二巻、一九六九年、一七三頁
- (3) 前掲県立図書館蔵『房総紳士録』、一九二二年
- (4) 池田愛三郎の一九二四年納税額が一四二円で、所有面積が六町八反三畝二二三歩であり、これを計算すると、納税額二〇〇円がおよそ十町歩所有に相当することから、それをベースにしてある。
- (5) 前掲『千葉県の歴史』近現代二、六三三頁
- (6) 前掲『農地制度資料』第二巻、四一頁

(7) (9) 船橋市立西図書館蔵『千葉県ノ協行組合』、千葉県内務部、一九二九年、九頁

(8) 前掲県立図書館蔵『昭和三年小作年報』、御茶の水書房、一九七九年、二六八頁

(10) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二四年十月三十日付

(11) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二六年一月三日付

(12) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二五年六月二日付

(13) 前掲市立西図書館蔵『千葉県ノ協行組合』、九頁

(14) 前掲県立図書館蔵『千葉毎日新聞』一九二八年二月二六日付

三 夷隅郡東村と地主池田両家

夷隅郡は一九二五年の小作地率が四七%であり、五〇町歩以上の大地主が五名存在していた。しかし郡全体としては中小地主層が厚く存在する地域ではなかつた。その中であつて大多喜町、上瀑村(大多喜町)、東村、布施村、古沢村、中川村、国吉町、中根村(いすみ市)の町村は中小地主層が多く見られた所である¹⁾。

一九二二年十二月に大多喜町森宮、同町泉水で、また一九二三年二月に国吉町国府台、三月に古沢村谷上、中川村作田、四月に上瀑村下大多喜、五月に東海村釈迦谷(いすみ市)で小作争議が起つていたが、これらのことは同郡内の中小地主層の実態を反映していたものである²⁾。この小作争議の一連の動きの中心にあつたのが東村である。東村は夷隅郡の中央よりやや東方に偏在し、東は長者町、東海村に、西は国吉町、中川村に、南は布施村、北は中根村に隣接している。村の中を夷隅川の支流落合川が縦貫している。また一九一八年の村柄を見れば「村民の生業は概ね農にして、副業として養蚕、筵吹の製造、養鶏等盛んに行われ、一般に富裕」と云う所であつた³⁾。一八九〇年の衆

議院選挙有権者数は七五八戸に対して五九人であったが、一九二二年の有権者数は七六五戸に対して四〇二人で約六・八倍の増加であった。⁴東村は村内を長志、山田、新田野、下原、細尾、高谷、佐室、沢部の八大字に画し、さらに行政上大字山田を六区に区分し、一三区としていた。本稿の東村小作争議の中心舞台は高谷区^{たかたに}であり、一八八九年の「夷隅郡分合取調」では同区は戸数九九軒、人数五一人、田五五町三反一畝八歩、畑三六町二畝七歩であり、一九二〇年代も戸数や田畑の面積は大きく変化していなかった。⁵

高谷区に農民組合が組織されたのは一九一八年と云われている。⁶何時に日農県連に東村が加盟したのかは不明であるが、一九二四年末の日農県連加盟一三支部の中に夷隅郡東村支部が入っており、⁷一九二五年の日農東村支部は尾後貫組合長外一一人で構成されていた。⁸また日農県連常任書記であった大塚良平の回想によれば、「夷隅郡東村高谷には、その前年（一九二三年カ）に村の大部分が加わった小作料減額要求が起こり、他は一応解決したが、この高谷だけ未解決で、細谷兄（広吉）等が日農支部を作ったので、応援を求めて日農に加盟してきた」とあるから、日農加盟は一九二四年中と考えられ、長生郡の土睦村北山田、同村大八木、同村寺崎、八積村、一宮町、東村、鶴枝村と一緒に日農南総八支部を形成していたのである。⁹

さて、高谷小作組合に対して主な地主であった池田愛三郎と池田弥一の両家の由来はどのようなものであったのだろうか。高谷区は台、大練、小箱、長滝、台河の五つの小字に別れており、池田両家は一四軒の小箱部落の中に存在した。池田愛三郎家は近世期は代々、又右衛門“を通称とし、一六三五年の「上総国伊南之庄山田郷検地帳」に二町六反四歩で、村内第六位の名請人として登場しており、一六九〇年の名寄帳では二町五反四畝一八歩を所持している、おそらく近世初期本百姓の系譜を持つ家柄であったと考えられる。¹⁰池田愛三郎本人は一

八六一年の生まれで、一八八〇年の民権結社以文会創設時からの会員であり、一九〇八年から一九二四年まで第四代の以文会会長であった。¹¹池田愛三郎の土地所有状況は一八七四年が六町七反二畝二七歩であり、一九二五年では六町八反三畝二三歩であった。¹²以文会会長だけでなく、東村村議に始まり、収入役、村長、郡会議員を経て一八九八年には県会議員となり、一九二一年三月には上総横断鉄道期成同盟会の副会長として、住民の悲願であった大原と木更津を結ぶ木原線実現のために帝国議会請願に奔走していたし、一九二五年には小作調停委員となっていて、夷隅郡を代表する名望家の一人であった。¹³一方池田弥一家は近世期に代々、弥五左衛門“を通称していたが、一六三五年の「上総国伊南之庄山田郷検地帳」には名前は見られない。しかし過去帳に「延宝四年（一六七六）六月二日久億道照居士、弥五左衛門父」とあるから、近世前半期に本百姓として存在していたと考えられ、一八四七年の名寄帳では三町六反五畝一二歩を所持している。¹⁴弥一の父親弥七は愛三郎と同じく以文会創設時の会員であり、一八九四年には五町八反二畝二五歩を所有し、一九〇六年には八町九反九畝三歩と田畑の拡大を行っている。¹⁵弥一は一八八〇年の生まれで、愛三郎の娘寧と結婚しており、小作争議当時に池田両家は姻戚関係にあった。弥一本人は一九一一年に東村役場の書記となり、のち助役を務め、一九一六年からは東信用組合を創立して組合長をしており、東村における名望家の一人であった。¹⁶

一九二一年一月調査によると、反当たり水田小作料が夷隅郡では収穫量二石に対して二石二斗（六〇％）であり、これは一反歩五俵の収穫に三俵の小作米の取り立てのことであって、山武郡と並んで県下では一番高い地域であった。¹⁷池田愛三郎家の小作関係は一八九九年の「小作米入附帳」によれば、三五人の小作人と六町三反三畝一九歩の水田で一八七俵余の小作契約をしていた。小作人は一人平均一反八畝

歩余の小作地を耕作していたと考えられ、一反歩の小作米はおよそ三俵であった。小作人数は一八八一年まで三五人から三〇人の間を推移し、一八九九年の契約をベースにすると、小作米の納入率は平均一〇・六%と云う高率なものであった。一九一三年からは俵装料が一俵に付十銭、奨励米が四等米で三升、五等米で二升を納入米から差し引いていたが、両方合計しても全体で六俵前後であり、しかも年度によっては支給されない時もある、大きな比重を占めるものではなかった。²⁰

一九一八年から一九三〇年までは小作人数が二八人から漸減し、一九三〇年は二二人となっており、一九二五年では水田六町二反一六歩に納入米一九七俵の契約を行っていたが、連年に繰り返されていた早損、虫損、そして後述の小作争議から納入率は一九二六年が五七・五%、一九二九年も五七・五%で、一九二五年から一九三〇年の平均納入率は七〇・九%で、大きく減退していたのである。²¹池田弥一家の場合はどうであつたらうか。一九二二年の「小作米人附帳」によれば、二九人の小作人がおり、小作面積は六町三反八畝三步で、一八九俵余の小作契約をしており、一九二二年の納入率は七六・七%であった。また一九二七年は二五人に六町一畝二二歩の水田で一六八俵余の契約をしていたのである。²²両家の小作人のうち、両方の土地を耕作していた者は一五人であった。また小作料も池田愛三郎家と同じく一反三俵であった。一九一九年の池田愛三郎家小作米収納は一八四俵余であったが、この年の収入金額は一五八七円九九銭であり、このうち一四八一円六九銭は米の販売額が占めていた。²³

ところで池田両家と高谷小作組合の関係はどのようなものであったのであろうか。一九一八年結成の高谷小作組合の会長は鶴岡孝、副会長は峰島清五郎がなり、幹部は藤平菊治、石川徳蔵、池田忠蔵、浅井弥藤治、正木栄次郎らで、五七名が組織されていた。²⁴このうち峰島と

石川以外は池田両家の小作人であった。小作争議の中心となつて激しく池田両家と対立した鶴岡孝はかつて天理教宣教師を経験したことのある人物で、馬喰を業としていたと云われ、一八九九年以来池田愛三郎家で四反一畝一二歩、また池田弥一家では一反七畝一六歩の小作をしており、また池田忠蔵は池田愛三郎家二反九畝二三歩、池田弥一家二反一畝二五歩を小作していた。両人の小作米納入状況を見ると、鶴岡孝は池田愛三郎家に対して一八九九年以来、一九二三年までは殆ど滞納無く十俵を「皆済」しており、池田忠蔵も一九二四年まで一四俵を「皆済」していたのであつて、「優等生」的な存在であつたと云える。とくに池田忠蔵家は池田愛三郎家の隣家であり、本家・分家の関係にあつたと云われており、忠蔵の長男の誕生には池田愛三郎家から弓代が贈られていた程で、少なくとも大正前半までは良好な関係が築かれていたと考えられる。²⁵

小作人たちの土地所有状況を示すものがないのが残念であるが、一九二二年の納税額を見ると、組合幹部の正木栄次郎十一円、藤平菊治九円、鶴岡孝、池田忠蔵、浅井弥藤治七円であつた。²⁶彼等は自己の土地を五反歩前後所有していたものと考えられ、およそ一町歩前後の農業経営をしていたものであり、自小作農がリーダーとなつていた小作組合であつたと考えられる。鶴岡孝は一九二五年に、池田忠蔵は一九二六年に至つて池田両家から小作地を引き揚げられていたのである。

注)

- (1) 前掲県立図書館蔵『房総紳士録』の集計から
- (2) 前掲『千葉県議会史』第三巻、二二九―二四三頁
- (3) 前掲県立図書館蔵『房総町村と人物』、多田屋書店編集部、一九一八年、一五四頁
- (4) 筆者蔵「衆議員選挙人名帳（東村）」、一八九〇年
- (5) 前掲県立図書館蔵「千葉県町村分合資料」十一の一、一八九九年

- (6) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二八年十月三二日付
- (7) 前掲『千葉県農地制度史』下巻、三〇頁
- (8) 『大多喜町史』、一九九一年、一三一六頁
- (9) 大塚良一氏蔵「大塚良平手記」一九七七年十一月
- (10) 池田愛三郎関係の史料は断らない限り、故池田包吉氏が生前の頃に閲覧させて頂き、筆者がメモしたものである。筆者メモと記す。
- (11) 以文会編『憲政功労者銘記』、一九二七年
- (12) 筆者メモ「育児金拝借之証」一八七四年
- (13) 筆者メモ「小作米入附帳」一九二五年
- (14) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二二年三月十八日付
- (15) 筆者蔵「本行寺過去帳」一八三二年
- (16) 筆者蔵「田畑名寄帳」一八四七年
- (17) 筆者蔵「第三種所得金高申告」一九〇六年
- (18) 前掲『房総町村と人物』一一五四頁
- (19) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二二年一月二九日付
- (20) 「小作米入附帳」、なお大正末・昭和初期に千葉県における農業災害―特に旱害については、拙稿「大正末より昭和初期の千葉県における農業災害―特に旱害について―」(『房総地方史の研究』所収)、一九七三年、雄山閣、三三九頁
- (21) 筆者蔵「小作米入附帳」一九二二年
- (22) 筆者蔵「小作米入附帳」一九二七年
- (23) ・(25) 筆者メモ「金銭出納帳」一八九九年
- (24) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二四年八月二六日付
- (26) 前掲『房総紳士録』、十頁

四 小作争議の展開

東村で記録に表れる最初の小作争議は一九二三年四月のことで、地

主六人に対して二八町歩を耕作する五〇人の小作人が永久減額の要求を起こしたことによるものであった。けれどもこれは東村村長等の調停で即日⁽¹⁾に解決していた。⁽²⁾一九二四年は県下全域に激甚な旱害が起こった時で、夷隅郡では一〇〇万円近くの被害となり、米の減産が二〇%で小作人は肥料代も取れないと、数か所で地主に対して減額要求が起こっていた。⁽³⁾同年八月二三日に東村では高谷小作組合役員七名と池田両家、日置定二、正木孝一の地主側四名が同区大練の善応寺で会い、小作側は現小作料を永久一割二分減にすること、また東信用組合に積み立ててある孤貯金八〇〇円の分配を池田弥一組合長に要求した。しかし地主側はこれを拒絶したので、その後小作側は大原警察署に陳情したため、両者の関係が険悪化することとなった。この争議は一九二五年に入っても解決せず、組合側は信用組合の役員が地主たちであることから、信用組合の解散を求めて会員の署名運動を起こしていたので、地主側は組合側の強硬姿勢に反発を強めていった。⁽⁴⁾事態を憂いた村長らは二月二五日に調停を行ったが不調に終わり、池田弥一は三月十日に至って

「通告書

東村高谷 池田弥一

大正一四年三月十日

東村高谷 正木栄次郎 殿

右ハ貴殿ニ御貸付致置候拙者所有ノ土地(田)

今年ハ自作致候間、右ニ付御承知相成度、此段

御通告候也

との文書の内容証明郵便で正木栄次郎、藤平菊治、吉田敬太郎、鶴岡新吉らの小作人に送付したのである。⁽⁵⁾

田辺福太郎村長ら有力者は三月三〇日に最後の望みをかけて調停を行った結果、組合側は要求を撤回して妥協が成立した。⁽⁶⁾こうして第一

次、第二次の小作争議は比較的簡単に解決したのであった。ところが一九二五年の秋は前年の旱害に換わって、虫害と水害に遭遇したことで収穫が甚だしく減少したことから、再び減額要求の声が高まった。高谷小作組合幹部は連夜の協議を重ね、十一月九日に過去十か年間の平均収支による計算書を作成した。計算書の内容は「小作人は水田一反歩を耕し、平均一石九斗の収穫に対し、現在は三俵の小作料を支払はなくも、実収入は僅かに五円二六銭六厘で、小作料を支払えば、水田一町歩の小作人の一か年平均欠損三九八円三四銭に達し、一石二斗の小作料を支払う時は、玄米一石の生産費は六六円二八銭に該当し、米一石を生産する毎に二六円余の損失を蒙る」との主張であり、作成の趣旨は「地主はもう少し合理的に小作料を制定してもらいたい」と要求するものであった。そして計算書の内容を村民大会に図った上で地主側と交渉し、十一月十三日には小作料の不払同盟を組織する方針を決定したのである。⁶⁾ 高谷小作組合では鶴岡孝組合長以下七〇余名の組合員が同区長滝の五重塚に会合して協議を続けた結果、(1) 上記の小作収支計算書を十数名の各地主に差し出し、小作料八割の減額を要求する、(2) 組合員は解決するまでは不納同盟を結成する、(3) もし申し合わせに達約した組合員は米六俵及び七〇円を組合に提出する等の闘う方針を確認した。そして十一月二六日からは日農本部から数名の応援が駆けつけてきていた。⁷⁾ かくして第3次の小作争議は日農の指導の下に始まることになったのである。日農県連では長生郡土睦村等の小作争議と一緒に南総争議団を結成させて支援し、十二月二十日に大原町大原館に日農東村支部主催で開かれた講演会には日農本部の片山哲、浅沼稻次郎、県連の荏原達、林実、新津撮山、小倉貞子らが弁士で来ていた。⁸⁾ 日農による東村小作争議の影響は漸次夷隅郡下に広がり、地主階級に脅威を与え「大地主の東海村藍野祐造、総野村元代議士の磯野敬を筆頭に続々土地売却」と云う現象が起こっていた。⁹⁾

一九二六年に入り東村以外は納米が進み、小作争議は下火となったと報じられていたが、東村では四月十五日に池田愛三郎が小作人吉田千万太に小作地返還を求め、応じないと分かると、耕作禁止の仮処分を求める訴訟を長生郡一宮町の区裁判所に起こしたのである。五月十一日に第一回の口頭弁論が開かれ、被告側は「この土地は明治三〇年頃岡部新太郎(小作人)が原告との間に永小作権設定の契約を結んで居たものを、昨年四、五月頃被告が岡部から又借したもので、転貸借につき、被告は耕作に着手する前に、原告の承認を得ている」と抗弁した。一方原告側は「転貸借を承認したことはなく、十五、六年前に岡部に一期作の契約を開始し、本年三月に小作米延滞があり、契約を解除したもの」と主張したが、「吉田から小作米一石三斗のうち八斗は受領した」との事実は認めていた。争点は永小作権を認めるかどうかであり、日農では耕作権確立をスローガンにしていたから、負けられない闘いであった。南総争議団ではこの裁判の傍聴に一〇〇名を動員していた。六月六日に裁判所の判事が立会となつて、(1) 小作を永続させる、(2) 一九二五年度の小作料は三俵減とするの二点で合意し、第三次の小作争議は小作側が勝利したのである。¹⁰⁾ この第3次争議の展開していた最中に、日農県連は千葉県にも労農党支部結成の方針を採用し、県下に支部結成の動きが起こり、日農南総八支部では五月十一日に長生郡一宮町で労農党支部設置の協議会を開催し、各所に支部結成を決定した。¹¹⁾ そして日農東村支部では九月十日に同村大練公会堂で第三回労農党支部結成準備会を開催して、九月十五日に結成式を迎えることにしたのである。¹²⁾ ところで十一月に至って夷隅郡第二区選出の長谷川伊八県議が選挙違反事件に連座して辞職し、その補欠選挙が一九二七年二月十三日に行われることになった。十一月に開かれた日農県連第三回大会では「労農党の積極的支持」を決議していたが、しかし労農党では千葉県連合会が出来る以前のことであり、労農

党本部の指揮で補選に小作農の出身者を候補者に立てることとしたのである。十二月に労働党中央執行委員であった新津撮山が労働党夷隅支部に出向き、純小作農の青年層から候補者を選出することにした。¹³ところが一九二七年一月二四日当初の方針と異なり、五四歳の高谷小作組合長で、労働党夷隅支部長の鶴岡孝を候補者にしたのである。¹⁴選挙戦ではビラ三万枚を印刷して配布し、二月五日には大原町で大山郁夫、布施辰治が来援して労働党演説会が開かれている。けれども選挙結果は長島金夫（政友会）一六五八票、鶴岡孝六八八票で惨敗したが、労働党夷隅支部は鶴岡の出馬を期に党勢拡大を行い、布施村小作組合で四三名、総野村市野川小作組合で六〇余名、東海村深堀河川漁労組合、大原町借地借家組合の有志が入党した。¹⁵また池田忠蔵は「一、私儀今回労働農民党二入党致シ候ニ就而ハ、政党ノ本旨ヲ重シ、社交ト私交ノ区別相立テ、決シテ混同致シ間敷候、万一労働農民党議トシテ社交ト私交ヲ混同スル様ノ儀有之候節ハ、脱党シテ同姓間ノ親善ヲ確保スベク相誓候也

昭和二年二月七日

東村高谷 池田忠蔵

同村同 池田愛三郎 殿

の覚書を池田愛三郎宛に出していたが、この選挙中に入党したものとされる。さらに布施村、総野村では日農支部も誕生したと云う。¹⁷また四月に実施された県下一斉の農会総代選挙では、四月一日に他町村に先駆けて東村では農民組合員が一名当選したのである。¹⁸この労働党拡大の影響、農民組合の農会総代への進出に脅威を感じたものであろう、小作料の滞納に苦悩していた地主側は再び攻勢に転じ、第四次の東村小作争議が開始されることになったのである。

一九二七年四月五日に池田弥一は小作組合に加入していた小作人八名へ四月十日まで延滞小作料の納入を請求し、応じないことから四月十一日に契約解除を通告した。そして池田愛三郎も五月五日には三名

の小作地に対して仮処分申請を行い、立入禁止の立て札を小作田に立てた。組合側は労働党と共同委員会を開き、池田忠蔵方に争議団本部を設置し、五月十四日には「協行組合員諸君に訴ふ」のビラを配布し、¹⁹新津撮山らが高谷協行組合員を歴訪して地主からの耕作依頼を断るよう交渉を行ったが不調に終わった。そこで南総支部の組合員を動員して闘うことにし、五月一六日には午前七時に東村高谷区の天神山に一〇〇名を動員した。これには東村の組合員の児童約五〇名が一斉に学校を休んで参加し、老人や若い娘たちも「立入禁止撤回祈願」の旗を押し立てて、同村内の一番の目抜き通りである山田区新町を山田神社までデモ行進を展開した。²⁰しかし地主側は次々と立入禁止を広げていったので、五月十七日に大原警察署長が仲介に乗り出し、(一)池田愛三郎へ五月二七日まで立入禁止した田への田植えを延期するか、(二)立入禁止したことで小作人側へ相当の賠償金を支払うかの回答を求めた。池田愛三郎は後者の採用を回答した。²¹そして五月二五日には裁判所から許可が出たので、執行官の立会で田植えを五月三十日から行うことにした。組合側は平賀寅松や山本源次郎、大塚良平ら日農連幹部の応援の中、未執行の田地に共同田植えを行い、立入禁止の先手を打ったので、双方の緊張が一挙に高まった。²²

この間に争議団本部は日農の各府県連合会に精神的、経済的に応援を乞い、これを受けた東葛飾郡の日農各支部ではカンパに応じていた。²³池田弥一も六月六日に「仮処分土地耕作許可申請書」を千葉区裁判所へ提出し、即日許可された。²⁴

このため池田両家は池田忠蔵外八名の八反二畝歩、正木吉蔵外三名の五反三畝歩を執行官の許可を得て、小作人の植え付けた稲を抜き取り、改めて六月十七日に五〇余名を雇って植え付けを行った。待ちかまえていた組合側三〇数名の一隊は手に鋤や鍬を携えていたので、あわや衝突寸前であったが、大原警察署の警官一七名が双方を鎮撫し解

散させたので、地主側は田植えが出来なかった。そこで翌日に地主側は雇人を六五名に増員して植え付けを開始したが、組合側は警察署長が率いる警官隊に押さえられ、地主側の田植えを阻止出来なかった。²⁵⁾このため組合側は六月二十八日に「地主が苗を引き抜いた行為は刑法の器物毀棄にあたる」と大原警察署に告訴している。²⁶⁾

地主側は仮処分次いで矢継ぎ早に「小作地引渡並小作米等支払請求」の本訴を提起し、組合側もそれに応じた。しかし一方的に田植えを強行されたことで焦りが生じたのであるうか、池田愛三郎宅への放火未遂で六月三〇日に組合幹部池田忠蔵の長男要(二四歳)が逮捕されると云う事件が発生した。そして組合側の渡辺秀造が「警察に密告した」と噂をたてられて縊死する事件を誘発したのである。²⁷⁾七月二〇日このような異様な事態の中で民事訴訟の第一回口頭弁論が開かれたが、組合側は欠席戦術を採って出廷しなかった。そこで七月二十九日に欠席判決となり、組合側は小作地一町八畝五歩の引き渡しと、小作米三二俵二斗六升の支払いを命じられ、全面敗訴となったのである。²⁸⁾

組合側は一九二八年二月に小作調停法に基づく調停裁判を申請することにした。そして五月十日に開かれた第三回の調停委員会は(1)地主は未納小作料を軽減し、分納を認める、(2)小作人は供託金返還に同意する、(3)訴訟費用は各自自弁とするの三条件を地主、小作双方に提示した。これを双方が譲歩して受け入れたので、五月三〇日に千葉地方裁判所は「本件小作争議調停ハ之ヲ認可ス」の判決を出し、ここに二年わたった第四次小作争議が終結することになったであり、これは県下で最初の調停裁判による判決であった。²⁹⁾

しかしこの判決が出た翌日に千葉刑務所に服役していた池田要が刑務所内で縊死したのである。おそらく前途を悲観してのことと思われる。³⁰⁾

注

- (1) 前掲『千葉県議会史』第三巻、二四二頁
- (2) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二四年八月二九日付
- (3) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二五年二月二八日付
- (4) 筆者メモ「覚書」(一九二七年)
- (5) 前掲県立図書館蔵「東京朝日新聞房総版」一九二五年四月一日付
- (6) 前掲県立図書館蔵「東京朝日新聞房総版」一九二五年四月一日付
- (7) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二五年十一月二八日付
- (8) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二五年十二月十八日付
- (9) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二五年十二月一日付
- (10) 前掲県立図書館蔵「読売新聞千葉版」一九二六年五月十三日付
- (11) 前掲県立図書館蔵「東京朝日新聞房総版」一九二六年五月十四日付
- (12) 前掲県立図書館蔵「千葉毎日新聞」一九二六年九月十二日付
- (13) 前掲県立図書館蔵「東京朝日新聞房総版」一九二六年十二月二日付
- (14) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二七年一月二六日付
- (15) 前掲県立図書館蔵「東京朝日新聞房総版」一九二七年二月十三日付
- (16) 筆者メモ「覚書」(一九二七年一月七日)
- (17) 前掲県立図書館蔵「千葉毎日新聞」一九二七年四月三日付
- (18) 前掲県立図書館蔵「東京朝日新聞房総版」一九二七年四月三日付
- (19) 筆者蔵「協行組合員諸君に訴ふ」(一九二七年五月)
- (20) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二七年五月十七日付
- (21) 筆者蔵「告訴事実」(一九二七年六月二八日)
- (22) 前掲県立図書館蔵「東京朝日新聞房総版」一九二七年六月一日付
- (23) 前掲県立図書館蔵「東京朝日新聞房総版」一九二七年五月二〇日付
- (24) 筆者蔵「仮処分土地耕作許可申請書」、「許可書」(一九二七年六月六日)
- (25) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二七年六月二一日付
- (26) 前掲県立図書館蔵「東京朝日新聞房総版」一九二七年七月一日付

(28) 筆者蔵「闕席判決」(一九二七年七月二九日)

(29) 前掲県立図書館蔵「昭和三年小作年報」九九九頁

(30) 前掲県立図書館蔵「読売新聞千葉版」一九二八年六月一日付

五 おわりに

東村小作争議について従来の評価は小作農二名の自殺したことを取り上げ「その結果においてまことに悲惨なる敗北として終わった」と云うものであったが、争議は高谷区で四次にわたって闘われたものであって、全てが敗北したものではなかったことである。

この争議は第二次争議から日農県連が関わるが、誕生して間もなかった日農県連や労農党にとっては「負けられぬ大争議だった。なんとなれば、この一戦で地主の意思を通して惨敗を喫したら、いっぺんに南総八支部も、日農の旗を降ろして消えてなくなるかもしれないからだ」と彼等の直接指導で闘ったのであり、現地に強力な争議指導部を建設し、全県的、全国的な協力体制をつくって闘ったのである。この争議支援に参加した金親清は「七里の夜道を峠を越えて応援に来た土陸の自転車隊や、千葉市内の労農党県連から来た竹尾弑委員長や同党書記長石橋広吉などの顔も見えた。自転車隊は七、八名であったが、それを迎えて争議団本部の士気は大いに高揚した。というのはその自転車隊の先頭には平賀寅松委員長の猫背の姿が見えたからである。老委員長を歓声をあげて迎えたその時の血のたぎるような感激を、私は三四年後の今日なお忘れていない」と感慨を語っている。²⁾ところでこの争議を闘った日農東村高谷支部については「支部員全体の意識が低い」とか「余り勉強しなかった」との評価がある。³⁾たしかに池田忠蔵の「労農党入党覚書」に見られる如く、あまり意識が高くなかったことは事実であろう。けれどもこの争議の基本に関わる問題には触れら

れていない。第一に情勢分析の見方である。池田両家は六町歩余の小地主であり、決して他県の大争議に見られるような大地主でないし、他者と際立って高率小作料を徴収していた者でもなかった。池田愛三郎が前以文会長であったことから「東村の地主のうしろには黒幕として明治自由党以来の伝統を持つ以文会という政治団体がついていた」との認識があったらしいが、当時以文会内部では森コンツェルンの総帥森 轟昶代議士につながる産業界が台頭し、地主派と主導権争いを展開しており、ついに一九二四年一月に池田愛三郎会長ら以文会役員が総辞職に追い込まれ、第五代会長には水産会社社長の安西直一が就任していたのである。郡内の政治情勢への見方が一面的であった。⁴⁾また池田両家小作人三八人のうち、争議に参加した者は十一人であった。そして高谷区には協行組合が存在し、協行組合員が地主の田植えに参加し、一九二六年十二月から一九三二年十月まで地主と無尽会を組織して活動しており、協行組合への軽視があった。⁵⁾さらに池田愛三郎と池田忠蔵の自家・分家の争いがあり、感情的な対立が持ち込まれていたのである。⁶⁾県議補選では「三十数名の自組合員中二十票ばかりの有権者を基礎」として闘ったが、六八票の得票は決して善戦と云えるものではなかった。第二に戦術上の問題である。東村には一九一六年設立の有限責任東信用組合があり、理事や監事は池田両家をはじめ高梨正助元代議士、長谷川伊八県議等の東村有力者になっていた。⁷⁾事務所は池田弥一方に置かれ、組合長は設立以来池田弥一で、出資一口十円で、二八〇人余が加入しており、勿論高谷小作組合員も入っていた。⁸⁾組合の目的には「組合員二産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト」が掲げられており、この組合を小作農民の生活に役立つように改善要求するのならばともかく、小作争議相手の地主が役員をしているので、それを苦しめるために借入金返済を拒否する取り組みや、組合解散を求める等の戦術は多くの農民の共感を得られるも

のではなかった。また当時の民法では耕作権を認められておらず、小作農民に極めて不利な法秩序となっていたが、裁判闘争に欠席戦術を採用したことも妥当でなかった。民事の本訴を調停裁判に切り替えたため、出廷しなかったものと思われるが、裁判闘争を軽視した対応であった。第三は東村争議だけのことでなく、当時の無産運動全体に共通する大衆団体の特定政党支持の問題である。日農は一九二六年三月の第五回大会決議で「労働農民党を支持とす」ことを明確にしたが、それを受けて日農千葉県連は同年十一月二日の第三回大会で「労働農民党千葉支部を組織する」の方針を満場一致で決議した。しかし直後に石橋源四郎委員長が日本労働党に加盟して除名される問題が起こり、石橋源四郎委員長は除名されると、一九二七年四月に全日農県連を組織して、千葉県内の農民組合は二派に分裂したのである。⁹⁾また日農の各支部が労働党の組織化を行い、そして日農組合員が労働党に加盟することを組織として勧めていた。東村争議でも日農と労働党が一体となって闘っていた。たしかに日農と労働党の両者が協力、共同の関係を築くことは当然であったが、日農は大衆団体であり、政党とは本質的に異なるものであって、日農による政党の組織化には問題があった。日農が特定政党支持を明確化させたことが日農分裂の始まりであり、それは全国に波及し、千葉県でも分裂二派が一応統一したのは東村争議が解決した後の一九二八年十二月ことである。¹⁰⁾

一九二七年十一月二十日に日農県連は第四回大会を開催し、県連本部は「活動方針大綱」を提案したが、その中には(1)大地主と中小地主とを区別し、大地主との闘争に集中する、(2)従来は作柄の不況収支の償わぬこと等を主たる要求理由としていたが、今後は農民生活の窮乏を主たる要求理由とする、(3)ビラ、ポスター、演説会等に依り一般農民に訴え、特に耕作者をして耕作を断念せしめるよう理解を求むる、夷隅郡東村における骨肉相食むの愚をなすは不可、(4)

耕作権を蹂躪する地主と闘争するため、組合外の農民と協同する、(5)農民組合員を協調組合に加入せしめ、内部より瓦解運動を促進せしめる等が触れられていた。これらは東村争議の中間的な総括部分に相当するものでもあった。¹¹⁾

東村争議では2名の自殺者が出たが、一九二八年七月にこの犠牲者2名の碑を建てることについて日農県連と県警察部との間で交渉が続けられ、「数日前山本源次郎が県に出頭し、警察部の諒解を得たので、今月末に建てることになった」と発表があり、県警察部飯田高等課長は「最初は小作争議の犠牲者何某と銘記するということであったから、獄死者の碑は如何なる形式をもってもいかんことになっていたので禁止する予定であったが、先日山本君が見えて相談の結果、不穏な字句は避けるということにして許した訳である」の談話を出した。たしかに高谷区小箱(こぼこ)の共同墓地には「池田要君之墓」と刻んだ石碑が現存している。事件の真相の当否はともかく、「犯罪者」扱いされた者を自分たち仲間の犠牲者として慰霊碑を建立したことは日農県連の一つの高い見識を示したものである。¹²⁾

争議後の一九二八年十月段階では「組合員は段々組合を脱会し、現在では僅かに二六名残留するのみ、しかも真に闘士として闘うものは組合長池田忠蔵外二名に過ぎない」と高谷小作組合は凋落していた。東村争議は悲惨な小作争議と評価されている。二名の犠牲者が出たことは悲惨に違いないが、本当に悲惨なことは地元の農民たちが歴史の大道に沿って闘ったのにも拘わらず、自らの闘いに確信を持つことができなかつたところにあつた。¹³⁾東村争議は一九二〇年代後半から千葉県で多発する小作争議に様々な課題を残した争議だったのである。

注)

(1) 前掲『千葉県農地制度史』下巻、四二頁

(2) 前掲金親清「農民闘争実録南総小作争議」

- (3) 前掲金親清、前掲林邦美の各論文
 - (4) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二四年一月十二日付
 - (5) 筆者メモ「金銭出納帳」一九二五年
 - (6) 一九二八年四月の調停委員会は感情問題を保留する
 - (7) 筆者蔵「東信用組合登記謄本」一九二四年十月一日
 - (8) 筆者蔵「東信用組合員名簿」一九一六年
 - (9) 前掲県立図書館蔵「読売千葉」一九二七年四月六日付
 - (10) 前掲県立図書館蔵「東京朝日新聞房総版」一九二八年十二月十六日付
 - (11) 前掲大塚良一蔵「日農県連第四回大会議案書」一九二七年十一月
 - (12) 前掲県立図書館蔵「東京日々新聞房総版」一九二八年七月十八日付、渡辺秀造の石碑は未確認。
 - (13) 前掲『千葉県の歴史』通史編近現代二、六二三頁 一九三三年段階では夷隅郡は無組合地域であった
- 付記、故池田包吉氏には史料閲覽で多大の御便宜を、また貴重な御教示を頂いたことを記して深謝の意を表すると共に、御冥福をお祈りしたい。